

石川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間延長について

1 第2期まち・ひと・しごと総合戦略について

国は、平成26年12月27日に、1億人程度の人口を維持する中長期展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策定するとともに、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、今後5年間（計画期間：2015年度から2019年度）の目標や施策の基本的方向性をまとめた、第1期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」）」を策定しました。

第2期総合戦略においては、この5年間の取り組みを検証し、2020年度を初年度とする今後5年間の新たな戦略を策定しています。

【第1期】

- ・まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（平成27年12月27日）
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年12月27日）

【第2期】

- ・まち・ひと・しごと創生基本方針（令和元年6月21日）
- ・まち・ひと・しごと創生長期ビジョン令和元年改訂版（令和元年12月20日）
- ・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和元年12月20日）

2 石川町まち・ひと・しごと創生総合戦略について

本町は、平成27年度に「石川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（計画期間：2015年度から2019年度）を策定し、取り組みを推進しているところですが、令和元年6月21日に示された「まち・ひと・しごと創生基本方針」では、国の第2期総合戦略を勘案した、切れ目のない第2期の地方版総合戦略を策定することが求められています。

(1) 第1期計画期間の延長

台風19号（令和元年10月）による被害の対応のため、現行計画期間の終期を1年間延長し、令和2年度末としていましたが、次期総合戦略の施策を検討するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大の影響による改訂作業の遅延が生じたため、さらに計画期間を6か月延長し、令和3年9月末を終期とする計画に変更します。

【計画期間は、2021年10月から2025年3月までの3年6か月とします。】

(2) 延長する期間の数値目標・KPIの設定について

現行の総合戦略で設定した数値目標・KPIを据え置きます。

なお、令和3年度の評価・検証は第2期総合戦略により行います。

3 策定のスケジュール（予定）

- 令和3年5月 石川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価・検証（第1期）
- 令和3年9月 石川町人口ビジョンの改訂
- 令和3年9月 石川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂（第2期）